

事 務 連 絡
令和6年8月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

手足口病に関する注意喚起について

手足口病については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく小児科定点からの患者の届出数が、過去10年間と比較してもかなり多い状況となっています。

これまでも厚生労働省のホームページにおいて、手足口病に関する情報提供を行っているほか、この度、別添のとおり手足口病に関する予防啓発のためのリーフレットを作成しましたのでお知らせします。

管内の手足口病の流行に注意していただくとともに、引き続き、手洗いの励行等の感染症予防策について普及啓発にご協力いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡について、別記の関係団体宛に連絡するので、念のため申し添えます。

○厚生労働省ホームページ：手足口病

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/hfmd.html>

○厚生労働省リーフレット：「手足口病」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001280919.pdf>

別添参照

別記

全国保健所長会

全国衛生部長会

全国知事会

公益社団法人日本医師会

一般社団法人日本病院会

公益社団法人全日本病院協会

公益社団法人日本精神科病院協会

一般社団法人日本医療法人協会

公益社団法人日本小児科学会

公益社団法人日本小児科医会

文部科学省

子ども家庭庁